

平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

佐賀市議会議長 福 井 章 司 様

議会運営等改革検討会
会長 江 頭 弘 美

議会運営等に関する検討結果について（最終答申）

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日付けで議長から諮問のあった議会基本条例に基づく議会運営等に関する検討について、一定の結論に達したので、当検討会の最終答申として別添のとおり提出します。

なお、議長におかれましては、この答申を尊重いただき速やかに適切な措置をとられるようお願いいたします。

議会運営等に関する検討結果

最終答申書

平成27年10月16日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

はじめに

1

検討結果（答 申）

1

1	各種会議の位置付け-----	1
2	議会のあり方検討委員会で協議済みの項目-----	1
3	議会の I C T 化（情報共有化・文書のペーパーレス化）-----	1
4	本会議の運営・定例会の会期-----	1
5	議案質疑-----	1
6	一般質問・代表質問制-----	2
7	反問権（質問権）-----	2
8	委員会の運営（委員研究会の位置付けを含む）-----	2
9	合同審査会-----	3
10	議員間の自由討議-----	3
11	執行部の監視・評価、事務事業評価-----	4
12	個別外部監査制度の活用-----	4
13	政策立案・提言、議員提案条例-----	4
14	政策調整会議、政策立案研究会-----	4
15	会派制-----	5
16	委員会の数・構成人数-----	5
17	議長・委員の任期-----	6
18	行政視察-----	7
19	議員研修-----	8
20	公務活動-----	8
21	出席費用弁償-----	8
22	協議調整の場、議会独自の勉強会-----	9
23	調査会・附属機関-----	9
24	専門的知見の活用-----	9
25	議会事務局の役割と体制強化-----	10
26	議会図書室-----	10
27	政務活動費-----	10
28	災害対応-----	11
29	議会基本条例の評価・見直し-----	11
30	議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）-----	11
31	政治倫理条例-----	12
32	議員報酬-----	12
33	議員定数-----	12
34	その他-----	13

参考資料

I	検討会の発足経緯と役割-----	1 5
II	検討会の運営方法等-----	1 5
III	検討会の開催実績-----	1 8
IV	検討会の協議概要-----	2 1

はじめに

議会運営等改革検討会では、平成２５年１２月１３日付で議長から諮問を受けた「議会基本条例に基づく議会運営等に関する検討」について、約２年間にわたる２２回の議論、４市における先進地調査を実施してきたところであるが、このたび一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

なお、答申中、第１次中間答申書及び第２次中間答申書において既に答申済みの事項については、その旨を記載している。

また、答申に至る議論の経過等については、１５ページ以降の参考資料を参照されたい。

検討結果（答 申）

１ 各種会議の位置付け

第１次中間答申書により答申済み

２ 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目

第１次中間答申書により答申済み

３ 議会のＩＣＴ化（情報の共有化・文書のペーパーレス化）

第１次中間答申書により答申済み

４ 本会議の運営・定例会の会期

「通年議会」、「通年会期」については、閉会中の委員会活動が可能な現状において、執行部の専決処分がなくなる、本会議の招集を議会ができること以外に明確なメリットが見出せないため、導入の必要はない。

５ 議案質疑

第２次中間答申書により答申済み

6 一般質問・代表質問制

(1) 一般質問のあり方

一般質問において、議員・執行部の双方が原稿を見ながら質問・答弁をする姿がシナリオに沿ったものであるとの市民の批判が一部にあるが、一般質問は通告制をとっており、執行部側が数値の誤りや考え方が間違った伝わり方をしないよう原稿を用意することは、ある意味、当然のことである。シナリオのように読むことが問題であり、議員・執行部の双方がそうならないように努力する必要がある。

また、質問して答弁を受けるだけで終わりではなく、市民にわかりやすい質問を心がけ、その中から執行部に対し必要な指摘や提案を行っていくことが望ましい。

(2) 質問時間

執行部の答弁を含めた60分という持ち時間に対し、議員の発言時間を明確に確保したほうがよいのではないかとの意見もあるが、一般質問の本会議進行の時間が総枠60分であれば、市民に案内しやすい。

また、特に大きな問題もなく、その機会も年間4回（定例会）ある。よって、現状のままとする。

(3) 代表質問制

既に導入している先進都市では、一般質問との区別が不明確であるとの問題点も指摘されており、仮に一般質問の登壇者が多い当市議会で導入した場合、この傾向はより顕著となると予想される。よって、代表質問制導入のメリットが見出せず、また、一般質問と役割分担も難しいため、現状では導入の必要はない。

7 反問権（質問権）

既に議会運営委員会で協議し、執行部を含め申し合わせを行ったところであり、議会運営委員会で決定した「質問権の運用方法」どおりとする。

8 委員会の運営（委員研究会の位置付けを含む）

(1) 委員会の活動

当市議会では、改選期ごとに閉会中の委員会活動を担保するために、閉会中の所管事務調査を議決している。これは、委員会活動の活性化はもとより、市政の課題や執行部の動きに迅速かつ柔軟な委員会としての活動を目的とした手続きである。委員会活動の活性化の一環として、活動のテーマや活動計画を定めた委員会運営を行っている議会もあるが、委員会の所管事項は多岐

にわたり、そのどれもがいつでも市政の重要案件となる得るため、テーマを決めることがデメリットとなる恐れもある。

このため、本市議会においては、当面、各委員会の自主性・主体を尊重する意味から、他市議会の委員会運営を参考としながら、現状の委員会活動のより一層の充実を図るべきである。

(2) 委員研究会の位置づけ

委員研究会も実態としては委員会の活動であることに変わりはないが、法定の会議である委員会の活動とするには、執行部の持ち込み案件の説明を目的とした研究会の開催等、法定化の前提となる活動の主体性、計画性及び拘束性等の面で疑問が残る。一方で、法定の会議でないことにより、柔軟で自由度のある活動ができているという事実もある。しかしながら、委員研究会と委員会の違いについては、議員個々に認識が異なっていることは否定できない。

これらの状況から、委員研究会については、その位置づけ（定義）を「任意の会議（法定外会議）とし、原則、執行部の依頼により開催する委員会（執行部の持ち込み案件の説明及び質疑）等、委員会としての受動的な活動を委員研究会とする。ただし、委員会の決定により、委員会としての主体的活動であっても委員研究会とすることができる。」とすべきである。

(3) 委員間の自由討議

委員間の自由討議は、委員長からの問いかけ以外にも、委員からの要求等により実施することもあり得る。また、執行部がいるいないにかかわらず、委員会の活動の中で必要に応じて実施されるべきものであり、プログラム化には馴染まないと思われる。

ただし、これを活用することで委員会の審議や活動の充実につながるものと思われるため、これを踏まえ各委員会の運営を行うべきである。

9 合同審査会

必要に応じ活用する。

10 議員間の自由討議

必要に応じ活用する。（委員間の自由討議は「委員会の運営」に掲載）

11 執行部の監視・評価、事務事業評価

事務事業評価については、平成２３年度から平成２５年度までの３年間、決算審査の充実を主な目的に実施し、その検証を踏まえ、平成２６年度から「各常任委員会で決算議案に対する附帯決議を行い、これを議決し、執行部に回答を求める。」という新たな試みを実施したところである。今後も執行部の監視・評価という議会本来の機能を充実するため、現在の監視・評価のやり方を継続的に改善していくことが望ましい。

12 個別外部監査制度の活用

執行部が導入した場合の問題であるが、議会が活用できる制度という意味で、その導入状況や活用するメリットやデメリット等の情報を収集し、議会内で共有することが望ましい。

13 政策立案・提言、議員提案条例

条例の提案権は、基本的には執行部に帰属し、執行権を侵さない範囲（予算を伴わないもの等）において議員に認められている。このため、議員の提案条例については、その範囲の制限から理念条例となることが多い。

一方、政策提言については、これを受け入れ、実施するか否かは、あくまで執行部に選択肢があることから、何らの制限を受けることもなく、条例事項のみならず行政運営の細部に至るまで、議員・会派・委員会を問わず、議会側から市民等の意見、議員及び議会活動の成果を反映する手段としての活用が可能である。

この現状を踏まえ、議会の活動の成果を具体化する手段として、議会は積極的に政策提言や条例提案を行い、もってよりよい市政の実現を目指すべきである。また、その内容及びこれに対する執行部の対応を市民に明らかにすべきである。

14 政策調整会議、政策立案研究会

政策提言や条例提案を議会意思とするためには、最終的には所管の常任委員会等を通して本会議で議決する必要がある。しかしながら、その検討を行う場については、委員会や会派を横断し、議員個々の得意分野を生かしながら、興味や関心がある案件について議員が結集する任意の場として、その設置を議会として奨励し、議会及び議員活動の活性化を図るべきである。

また、この検討の場の設置や協議状況等の情報については、議長を通じて全議員に通知するなど、議会内で共有すべきである。

15 会派制

(1) 会派制の必要性

議会は多様な意見、利害関係をもつ議員の集まりである。そのため、議会意思を決定するプロセスにおいては、当然議論が必要となるが、この多様性こそが合議体としての議会の大きな特徴である。

その中で、個々の議員が自分の政策等を実現していくためには、多くの議員の賛同を得ることが必要となる。また一方で、36人という議員からなる当市議会の運営を効率的かつ円滑に行うためには、ある一定のグループ化が必要である。事実、これにより常任委員会を同時開催しても、その審査状況等の詳細が会派を通じて各議員で共有されている。

こうした理由から、当市議会においては、長年にわたり会派制を導入しており、それに基礎をおいた議会運営がなされている。会派制には、会派以外の意見をどう担保していくかという課題があるが、当市議会においては、代表者会議に準会派の出席を認めて意見を聞くなど、会派制をとりながらも多くの場面でこれに配慮した運営がなされている。

以上のことから、当市議会においては、今後も会派制を継続すべきである。

(2) 会派の所属議員数

意見を集約できる最小の構成人数との考えから、会派成立の要件は、現状どおり所属議員数3人以上とすべきである。

(3) 議長の会派所属

当市議会においては、会議規則や各種会議の決定に基づいた議会運営がなされており、議長が会派に所属することによる支障は特段見受けられない。逆に、議長が会派に所属しないことにした場合、出身会派の成立要件や運営、政務活動費の支給に当たっての問題が生じる。

このため、これまで同様、議長が中立的立場を明確にし、所属会派の意向等に左右されることなく、公正・公平な議会運営を行うことを前提に、現状どおり議長は会派に所属するものとする。

(4) 会派・準会派への控室割当

現状どおり「会派及び準会派ごとに所属議員数に応じた広さの控室」を割り当ててものとする。

16 委員会の数・構成人数

(1) 常任委員会の数・構成人数

当市議会において、議員定数の根拠としているため、当面は、現状どおり常任委員会は4つ、その構成人数は9人とすべきである。

(2) 特別委員会の数・構成人数

現状どおり3つの特別委員会を設置する場合において、その構成人数は、他の委員会や会議との日程調整や予算措置等の問題から、議員の特別委員会への重複所属を極力避ける意味で、原則として12人（議員定数の1/3）とすべきである。ただし、この人数及び人選に当たっては、案件により弾力的に運用されることが望ましい。

なお、特別委員会の設置時期については、改選期や中間期という特定の時期にとらわれることなく、市政の動きに合わせ、必要と思われる時期とすることが望ましい。

(3) 議会運営委員会の構成人数

委員定数については、議論の場として一定の人数を固定的に確保すること、県庁所在都市の議会の平均定数が議員数の約1/4となっていることから、現状の10人が妥当である。また、その構成については、当市議会が会派制による議会運営をしていることから、会派から選出された委員をもって構成すべきである。

ただし、委員会で取り扱う案件は、本会議の運営のみならず議会内部の様々な案件が多数あり、より多くの意見を汲み上げることが一方で必要となることから、これまで同様、準会派についてはオブザーバーとしての出席を求めるべきである。

17 議長・委員の任期

(1) 議長の任期

地方自治法の規定により、議長の任期については議員の任期である4年とされている。

議長は、任期を4年とする市長と対等の機関である議会の代表者としての役割を担い、議会の民主的な運営や審議充実等を図ることが期待されていることから、短期での交代は、議長の役割の発揮や権威の維持のみならず、市長と議会の関係維持のうえからも好ましいものではない。一方で、議長の任期及びその選出には、そのときの議会の状況や会派構成等の問題が影響することも事実である。

このため、議長の任期は、現在の申し合わせどおり「任期2年（再任を妨げない）」とすべきである。なお、副議長の任期についても、議長を補佐するというその役割から、議長と同様にその任期は2年とすべきである。

(2) 委員の任期

委員会条例の規定により、当市議会では常任委員会の委員の任期は2年としている。

これを１年とした場合は、改選期が１０月であることから、予算から決算というひとつの議会審議のサイクルの途中で交代することになるため、委員会審議の一貫性及び議員の経験値向上という点で問題があると思われる。一方、４年とした場合は、議員が任期中に４つの常任委員会のうちの１つの常任委員会しか経験することができず、市政全般への精通度という点で問題があると思われる。

このため、常任委員会の委員の任期は、現状どおり２年とすべきである。また、議会運営委員会の委員の任期については、前述の議会審議のサイクル及び議員の経験値向上の点から、常任委員会の委員の任期と同様に２年とすべきである。

18 行政視察

（１）行政視察の必要性、視察報告書

市長（執行部）から持ち込まれる議案等の案件、その時々々の市政の課題について、当市議会では、各委員会で調査・研究を行い、その委員会としての意思決定を行っている。

この意思決定をする上で、参考となる他市の状況を委員会全体で視察することは、インターネット等では得がたい情報が得られるばかりでなく、議員個々の活動や経験から得られるそれぞれの独自の視点により、委員会としての議論が深まり、市政への反映やその際の問題点等の共通認識を醸成することができる。その意味で、行政視察は議会機能の強化及び議員の資質向上に大きく寄与するものであり、現状どおり実施すべきである。

なお、視察の目的・成果等については、説明責任を果たす視察報告書の作成や適切な市政への反映がなされるよう、視察前後において、これまで以上に各委員会で十分な議論・検証を行うことが望ましい。

（２）行政視察の旅費

当市議会では、通常、各委員会で年１回、２泊３日の行程で２都市を視察しており、１委員当たり９万円の旅費が予算措置されている。

この予算額については、市の財政事情等により減額され、今日に至っているが、この額では全国全ての地域の視察はかなわず、結果、この額の枠内で行ける地域の都市を選定し、視察を行っている状況である。一方で、行政視察は、各委員会で抱える課題等について全国の先進事例を視察し、それを市政に反映することを目的としており、議会活動の基本ともなるものである。

このため、これに要する旅費の予算を、行き先が制限される額とすることは好ましくなく、円滑な議会活動を維持する観点から、全国至るところに行ける額を、当然、議会として確保すべきである。

ただし、この予算の執行に当たっては、現在の市の財政状況等に配慮し、その節減に努めるべきである。

19 議員研修

議会基本条例で「議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図るために、議員研修の充実強化を図るものとする。」と規定している。

議員には、議会及び議員活動を行うに当たっての基本的な知識が求められる。また一方で、その時々 of 市政及び議会の課題解決のために必要となる知識も求められる。

これを受け、現在、本市議会においては、議員研修の体系化の一環として、講師を招いた研修を新しい試みとして実施している。各種の委員会を実施する視察研修とは別に、議会として全議員が共有すべき案件について行うこの研修は、議員の資質向上はもとより議会の機能向上のために当然必要である。

このため、現状どおりの研修を行い、その中で議会の研修体系化を推進すべきである。

20 公務活動

議員には、議会活動、政務調査活動、議員活動等、さまざまな活動がある。これらの活動のうち、公務災害の適用を受けるのは、判例から「地方自治法や会議規則、条例の規定に基づく会議等」とされている。一方、公務災害の対象とならなくても、代表者会議等の任意の会議を初め、全議員合意のもとに行われる議会活動が多数存在するのも事実である。

よって、公務災害の適用の有無にかかわらず、これら全ての活動を本市議会の公務活動と位置づけ、各議員は私的活動に優先し、この活動に当たることが望ましい。

21 出席費用弁償

出席費用弁償は、地方自治法の「職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」という規定を根拠に支給されるものであるが、その支給額の根拠が不明確であることから、「報酬の二重取り」とする批判等が絶えず、本市議会においてはこれを支給していない状況にある。

しかしながら、一方で市町村合併により市域が広がった今、遠方から議会に赴く議員の交通費の負担感は、合併前とは異なり非常に大きいことは事実であり、議員の公平性の観点から、距離に応じた交通費の実費相当額を出席費用弁償として支給することには一定の合理性があると思われる。

しかし、現時点で本市議会が支給していないこと、全国的にも支給を減額

または廃止する流れにあること等から、現状では、支給の合理性をもってこれを実際に支給することへの市民理解が得られるとは言い難く、現時点では支給すべきでない。

なお、この判断は、あくまで現時点での判断を示すもので、遠方の議員の交通費の負担感があることは事実であるので、今後も継続的にこの件についての検討は必要である。ただ、その検討に当たっては、議員以外の特別職への費用弁償、議員が受ける報酬や政務活動費、議員の定数等と一体的に議論を行うことが望ましい。

22 協議調整の場、議会独自の勉強会

「各種会議の位置付け」、「政策調整会議」及び「政策立案研究会」と内容が重複しているため、特に答申すべき事項はない（答申は行わない）。

23 調査会・附属機関

「調査会・附属機関」は、議会の諸活動に伴い必要となる審査や調査等を行うことを目的とし、議会が設置する外部の有識者等で構成する組織である。

この設置について、総務省は、地方自治法に設置できるとする規定がないこともあり、「議会は、合議制の議事機関であり、その構成員である議員自ら多様な意見を議会に反映させる責務を負っているものであり、その機能を附属機関に委ねるのは適当ではない」等の理由により否定的な見解を示している。

当市議会において、設置を検討した事例はないが、審査及び調査機能の充実・強化を図る手段のひとつとして、今後は、他の市議会の事例を参考に、その有効性を検証しながら、必要に応じて設置を検討することが望ましい。

24 専門的知見の活用

地方議会の執行機関に対する監視機能や政策形成機能を充実・強化するために、平成18年の地方自治法改正により、議案の審査等に関し、議会は学識経験者等の知見を活用することができることとされた。この改正以降、積極的にこの制度を活用している議会が多数見受けられるが、当市議会においては、議会基本条例で積極的な活用を規定しているものの、具体的な活用事例はない。

活用に当たっては、活用すべき案件の選定や予算措置の問題等、検討すべき課題が多数あるが、他の市議会の事例を参考に、その有効性を検証しながら、必要に応じて活用を検討することが望ましい。

25 議会事務局の役割と体制強化

二元代表制において、議会や議員の活動をサポートする議会事務局は重要な役割を有している。

しかしながら、議長の権限に属する議会事務局職員の人事の実態は、執行部の人事と一体となっており、専門性の高い職員が育ちにくい状況にあるばかりか、いずれ執行部に異動する職員が議会及び議員と歩調を合わせて、執行部に対峙していけるかについては疑問があるところである。また、職員の数についても決して十分とは言えない状況にある。

このため、議会事務局の人事や専門性の高い職員の育成等、その機能を高めるための検討を継続的に行い、必要に応じて執行部と協議すべきである。

26 議会図書室

インターネットの普及により議員の調査・研究を支える情報の集積場所としての議会図書室の機能は薄れていることは否定できない。加えて、図書の充実には予算面の問題もあり限界がある。しかしながら、その一方で議員間や議会と市民の情報の共有場所としての機能整備や市立図書館との連携等、新たな検討が必要であると思われる。

このため、当面はパソコン・コピー機の設置や議会内文書の自由閲覧等、情報の共有場所としての機能整備を進めるべきである。また、これとは別に市立図書館との連携などの新たな活用策の検討を行うことが望ましい。

27 政務活動費

当市議会では、政務活動費の公正性、透明性を確保するために、使途に関する自主ルール（政務活動費の手引き）の制定や実績関係書類の自主公開（平成22年度分から実施）等に取り組んできたところである。しかしながら、政務活動費の使途に関する世論は依然として厳しく、ＩＣＴ環境を初め目まぐるしく変化する昨今の社会情勢に即した適切な運用も求められている。

よって、今後も引き続き、政務活動費調整会議等で継続的に検討を行い、公正性、透明性を確保していくことはもちろんのこと、その時々々の社会情勢に即した運用についても検討を重ねていくべきである。

なお、現在、懸案となっているタブレット端末の購入経費を使途の対象とするか否かについては、「佐賀市議会ＩＣＴ推進基本計画」におけるタブレット端末の取り扱いを勘案した検討を行うことが望ましい。

28 災害対応

議会の災害組織とその役割については、当市議会及び議員の災害時における最低限の役割を申し合わせている。

この対象となる災害発生時において、議員の活動は地元での災害対応活動が主体となると思われるため、役割をより詳細に定めるよりも、当面は現状の申し合わせ程度でよいと思われる。

ただ一方で、危機管理の観点からの正副議長に事故あるときの代行者の序列化や、議員のスキルアップのための避難所運営訓練等の研修の導入については、検討することが望ましい。

29 議会基本条例の評価・見直し

議会基本条例の評価・見直しについては、その第21条に規定があるものの、平成21年4月の施行以降、定期的な実施には至っておらず、改選前の議会のあり方検討委員会から現在の議会運営等改革検討会にかけての議論が、実質的に評価に準じた初めての試みとなっている。

こういった現状を踏まえ、評価・見直しのサイクル化は急務であることから、まずは評価に着手し、その上で、よりよいものとするために常に改善を加えていくことが肝要と考える。評価の実施時期については、任期の2年目及び4年目の2年に1度の実施とし、4年目に出た課題等については、改選後の議会に申し送りを行うサイクルとすべきであり、必要に応じて条文等の見直しについても協議を実施するべきである。

また、評価・見直しを実施する組織については、さきに議会運営等改革検討会から答申を行い、議会運営委員会で決定した所管事項に従って議会運営委員会がその役割を担うべきであり、他の検討組織の設置や諮問の是非等も含めた評価の手法については、議会運営委員会の協議の中で決定すべきであるとする。

なお、評価手法の検討に当たっては、必要に応じて市民の意見をアンケート等により収集することなどについても検討することが望ましい。

30 議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）

議員の倫理（政治倫理）とは、一般に「住民全体の代表者として公平・公正に行動するために議員が持つべき規範」を言い、当市議会の議員の倫理については、佐賀市議会基本条例と佐賀市政治倫理条例に規定されている。また、議員の身分については、地方公務員法で公選による特別職として一般職と区別して位置づけられ、自己の責任で住民の信任に対する職責を果たすことが期待されている。

この中で、議員の活動は、議会や委員会等の「公務活動」だけではなく、任意の会議や会派の会合、勉強会、研修会等の「準公務活動」、さらには地域住民や支持者からの要望や意見の聴取、議員・会派が行う議会報告会、地元団体（自治会、商店会、PTAなど）の会合や地域イベント事業への参加・協力等の「非公務（政治）活動」など広範な領域に及んでいるのが実態である。議員は、より一層の市民福祉の向上のために、公務性の有無にかかわらず、これらのことを十分に認識した活動に努めるべきである。

31 政治倫理条例

政治倫理条例については、各議員において条例制定に至った背景、目的を再認識した上で、今後も引き続き条例に定める政治倫理基準の遵守に努めていくべきである。

32 議員報酬

議員報酬の額については、明確な根拠というものは存在せず、全国の自治体との比較による相対的な評価によるところが大きい。その観点から考えると現在の当市議会の報酬額は妥当な水準であると言える。当市の議員報酬は既に合併以前から減額傾向にあるが、今なお報酬額が高いとの市民の声もあることから、当市における議会活動や議員活動、議員報酬の使途等についての説明をこれまで以上にしっかりと行い、市民の理解を得ていく必要がある。

また、議会基本条例のもと、当市議会の活動は以前にも増して活発化しており、各委員会（地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場も含む）における正副委員長が果たす役割や責任も非常に重要となっていることから、他市の例にもあるように、正副議長と同様に職責に応じた報酬加算について検討すべきである。

なお、今後、議員報酬についての議論を行うに当たっては、当市における賃金の状況や市民の考え方との整合性をとることはもちろんのこと、議員定数や費用弁償、政務活動費と一体的に議論することが望ましい。

33 議員定数

議員定数削減を求める世論は根強いが、議員定数が適正か否かの判断については、他市議会との比較のみならず、合併により大幅に拡大した山間地等を含む広大な市域面積等の地域の実情、議会や議員の活動実態等を踏まえ、当市議会が総合的に判断する必要がある。

当市議会では、平成25年10月の改選から議員定数を2人削減して36人としたところであるが、議会基本条例のもと、当市議会の活動は以前にも

増して活発化している。こういった状況の中、次期改選において再度定数削減となれば、議員個々への負担の増大等による議会機能の低下が懸念されるため、現在の定数を維持すべきである。

なお、定数については引き続き本市議会の課題として、議員報酬や費用弁償、政務活動費と一体的に議論することが望ましい。

34 その他

(1) 閉会中の委員会等の開催のための定期的な日程確保

議会基本条例のもと、本市議会の活動は以前にも増して活発化しており、閉会中においても、特別委員会を初め各種会議の開催回数が増加傾向にあり、さらに、佐賀中部広域連合等の外部の議会や農業委員会等の各種委員会に所属する議員も多い。また、議員個人においても、議員活動、政務活動等において多忙を極めている。こういった中、特別委員会や議会運営委員会、委員研究会等の各種会議の開催において、日程調整が難しいケースが散見されるようになってきている。

今後、本市議会の活動は、より活発化していくことは確実であることから、各種会議の開催のための定期的な日程の確保について、その方法も含めて検討を行うべきである。

(2) 手話通訳について

議会の情報公開において、本来は、障がい者の方たちを含め全ての人が情報を得ることができるような環境を整備すべきであるが、手話通訳や要約筆記、インターネット録画配信へのテロップの導入、音声を文字化するシステムの導入など、そのいずれにおいても、予算的な問題等により全面的な導入をすぐに実現することは困難な状況にある。

しかしながら、この問題は継続的に検討を行っていくべき問題であり、特に、希望者があった場合の個別的な対応については、他市の例を参考としながら、早急に具体的な方法の検討を含めて実施を検討すべきである。

また、現在導入している赤外線補聴システムの広報については、これまでに以上に力を入れていくべきである。

(3) 委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限

現状のままとする。

(4) 特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限（協議未了）

詳細な検討になお時間を要するため、当検討会においては協議未了とし、議会運営委員会等のしかるべき組織において引き続き検討を求める。

(５) 質問主意書について（協議未了）

詳細な検討になお時間を要するため、当検討会においては協議未了とし、議会運営委員会等のしかるべき組織において引き続き検討を求める。